

令和4年度  
定期監査の結果に関する報告

長野県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和4年2月8日から令和4年11月8日までの間に全機関（353機関）について監査しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和4年(2022年)11月21日

長野県監査委員	田口敏子
同	西沢利雄
同	青木孝子
同	佐々木祥二

# 目 次

<b>第 1 監査の概要</b> .....	1
1 監査の目的 .....	1
2 対象年度 .....	1
3 対象機関及び実施期間 .....	1
4 実施状況 .....	1
5 重点監査 .....	2
<b>第 2 監査結果</b> .....	2
1 監査結果 .....	2
2 指摘事項 .....	8
3 指導事項 .....	9
4 検討事項 .....	15
5 分類別指摘事項等の件数 .....	16
<b>第 3 意見</b> .....	17
1 各部局に共通する意見 .....	17
2 部局ごとの意見 .....	20
《参考》 他の機関に紹介できる有効な取組事例 .....	23
(別表) 監査実施機関一覧 .....	24

# 令和4年度定期監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定並びに長野県監査委員監査基準に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則<sup>のつと</sup>って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施しました。

### 2 対象年度

令和3年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

### 3 対象機関及び実施期間

全機関（353機関：一般会計・特別会計343機関、企業特別会計10機関）について、令和4年2月8日から令和4年11月8日までの間に実施しました。実施機関の一覧は、別表（24～28ページ）のとおりです。

### 4 実施状況

(1) 一般会計・特別会計及び企業特別会計の実施機関 353 機関のうち、139 機関については実地監査を、214 機関については書面監査を、それぞれ実施しました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に全庁を挙げて取り組む中、感染状況を考慮し、22 機関について実地監査を書面監査へ変更する対応を行いました。

		実施機関数								
		本 庁			現 地			合 計		
		実地	書面	計	実地	書面	計	実地	書面	計
一般会計・ 特別会計	当初予定	86	1	87	71	185	256	157	186	343
	変更後	85	2	87	50	206	256	135	208	343
企業特別 会 計	当初予定	2		2	2	6	8	4	6	10
	変更後	2		2	2	6	8	4	6	10
合 計	当初予定	88	1	89	73	191	264	161	192	353
	変更後	87	2	89	52	212	264	139	214	353

※1 生活排水課は、一般会計・特別会計と企業特別会計の両方に計上。

(2) 工事等監査については、上記(1)の実施機関 353 機関のうち、工事実施機関である地域振興局、環境部、建設部及び企業局の本庁及び現地機関のうち 37 機関を対象に、建設工事及び建設工事に係る業務委託について、件数で 1,354 件、契約金額で 839 億余円を抽出して実施しました（抽出件数率：8.8%、抽出金額率：22.9%）。実施機関の一覧は、別表（24～28 ページ、\*印箇所）のとおりです。

区 分	全体箇所		うち抽出箇所	
	件 数	金 額 (億円)	件 数	金 額 (億円)
工 事	9,642	2,940.3	798	654.4
委 託	5,658	721.7	556	185.2
合 計	15,300	3,662.0	1,354	839.6
抽出率(%)	-	-	8.8	22.9

(3) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対応事業の執行件数は膨大であるため、令和4年10月18日から令和4年11月2日まで追加で調査期間を設け、本庁が執行した委託事業及び補助事業について、十分な時間を確保できる体制で事務局職員による事務調査を行い、重点的に監査を実施しました。

(4) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

## 5 重点監査（テーマ別監査）

工事等監査におけるテーマを「変更契約の実施状況について」とし実施しました。

## 第2 監査結果

### 1 監査結果

#### (1) 総括

一般会計・特別会計において、指摘事項が3件、指導事項が17件、検討事項が2件ありました。企業特別会計においては、指摘事項等はありませんでした。

指摘事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めました。

指導事項については、監査実施機関に対し、文書により改善を指導し、処理状況の回答を求めました。

検討事項については、当該事項を所管する関係機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

また、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行いました。

(件数)

区 分	一般会計・特別会計				企業特別会計				総計
	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	
収入事務	1	8	1	10					10
契約事務	1	1		2					2
支出事務		3		3					3
補助金事務	1	2		3					3
財産管理事務		2	1	3					3
その他		1		1					1
合 計	3	17	2	22					22
令和3年度	1	19	1	21		1		1	22

#### 【監査結果の区分】

**指摘事項**：明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

**指導事項**：指摘には至らないが改善を要するもの

**検討事項**：制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの

## (2) 重点監査テーマ「変更契約の実施状況について」

### ア 監査目的

公共工事等の設計変更については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律<sup>※1</sup>」が平成26年に改正され、公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、発注者の責務として適切な工期設定、適切な設計変更を行うことが明確化されました。

長野県においては、工事に関する設計変更手続きを円滑かつ適切に行えるよう「設計変更ガイドライン<sup>※2</sup>」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）<sup>※3</sup>」及び「工事一時中止ガイドライン<sup>※4</sup>」を策定し、業務委託に関して建設部では「土木設計業務等変更ガイドライン<sup>※5</sup>」（以下「ガイドライン等」という。）を参考に、それぞれ運用しているところです。

今般、災害復旧事業、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策等による事業量の増加に伴い、発注者がこれらのガイドライン等に基づき変更契約を行っているかを検証することを目的に実施しました。

※1 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日号外法律第18号）

※2 設計変更ガイドライン（平成29年4月・長野県環境部 農政部 林務部 建設部）

※3 工事一時中止に係るガイドライン(案)（平成29年4月・長野県環境部 農政部 林務部 建設部）

※4 工事一時中止ガイドライン（令和3年3月・長野県農政部農地整備課）

※5 土木設計業務等変更ガイドライン（平成27年3月・国土交通省）（注：建設部のみ）

### イ 監査対象

#### (7) 対象機関

地域振興局<sup>※</sup>（農地整備課(10)及び林務課(10)）、環境部（自然保護課(1)、流域下水道事務所(3)）、建設部（建築住宅課(1)、施設課(1)、建設事務所(13)、砂防事務所(3)）及び企業局（発電管理事務所(2)、水道管理事務所(2)、水道用水管理事務所(1)）の計47機関

※ 地域振興局の課を1機関として計上

#### (イ) 対象事業

令和3年度にしゅん工又は完了している工事及び委託のうち次に該当するもの

##### a 工 事

変更増額1,000万円超、増額率30%超及び工期延長日数90日以上いずれかに該当する工事

##### b 委 託

変更増額100万円超に該当する委託

### ウ 実施方法

定期監査の実施に併せて対象機関から重点監査調書の提出を求め、事務局職員による実地調査を実施しました。

### エ 監査の視点（主な着眼点）

ガイドライン等に基づき変更契約を実施しているか

- ① 変更協議を適宜実施し、書面により指示を行っているか
- ② 変更契約を遅滞なく行っているか
- ③ 概略数量発注方式の対象工種について、適切に変更契約を行っているか
- ④ 工期延長や工事一時中止の措置を適切に行っているか

## オ 調査結果

### (7) 調査件数 (表1)

令和3年4月から令和4年3月までの間にしゅん工（完了）した工事及び委託の調査対象件数は、工事は971件、委託は706件でした。このうち、主に変更金額が大きいものや工期（履行期間）延長の長いものを抽出し、工事は343件、委託は、173件を調査しました。

表1 部局別対象件数

		対象件数	いずれかに該当			工事一時中止	概略数量発注	調査件数 (抽出)
			変更増額 1,000万円超	増額率 30%超	工期延長 90日以上			
			【工事】					
地域 振興局	農地整備課	68	29	16	45	7	1	48
	林務課	86	25	24	68	16	0	46
環境部		6	2	3	3	0	0	4
建設部		768	468	228	449	42	1	221
企業局		43	24	13	32	2	0	24
合計		971	548	284	597	67	2	343

		対象件数	変更増額 100万円超	(参考)		調査件数 (抽出)
				増額率 30%超	履行期間 延長 90日以上	
				【委託】		
地域 振興局	農地整備課	39	39	9	27	25
	林務課	23	23	5	14	18
環境部		8	8	2	4	3
建設部		628	628	165	316	120
企業局		8	8	4	4	7
合計		706	706	185	365	173

### (イ) 変更理由 (表2)

工事及び委託とも「発注者が必要であると認めた」ことによる理由が最も多く、工事は437件、委託は398件でした。具体的には、『材料や労務単価変更に伴う増工』、『豪雨災害・新型コロナの影響による材料や人員の確保困難に伴う工期延長』、『関係機関との調整による設計検討する工法の変更』、『当初設計では想定していなかった損傷箇所が発見され設計範囲が増えたことによる増工』などでした。

続いて、工事及び委託とも「設計図書（仕様書）に示された自然的な施工条件と現場が一致しない」という理由が多く、工事は287件、委託は154件でした。具体的には、『湧水や地質状況による構造変更に伴う増工』や『現場状況により調査範囲や設計方針を変更したことによる増額』などでした。

表2 変更理由（建設工事標準請負契約約款及び業務委託契約書の条項別）

(単位：件)

変更理由	工事	委託
設計図書（仕様書）に誤謬又は脱漏があること	—	2
設計図書（仕様書）の明示が明確でないこと	1	—
設計図書（仕様書）に示された自然的な施工条件（履行条件）と現場が一致しない（実際と相違する）こと	287	154
設計図書（仕様書）に示された人為的な施工条件（履行条件）と現場が一致しない（実際と相違する）こと	71	37
設計図書（仕様書）に明示されていない自然的条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと	105	67
設計図書（仕様書）に明示されていない人為的条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと	69	44
発注者が必要であると認めた	437	398
臨機の措置に要した費用	1	4
合計	971	706

注) 表中の（ ）は、主な業務委託契約書の表記である。

(ウ) 変更協議を適宜実施し、書面により指示を行っているか（表3）

設計変更については、「設計変更ガイドライン」では、『口頭だけの指示や協議の後、正式な書面による指示や協議がない場合、設計変更ができない。』とされています。

調査の結果、概ね書面により指示や協議が行われていました。

また、工期延長については、当ガイドラインにも記載されている「長野県土木工事共通仕様書」では、『工期変更協議の対象であるか否かを監督員等と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という）ものとし、監督員等はその結果を受注者に通知するものとする。』、『事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議しなければならない。』とされています。

調査の結果、書面による協議を行わず口頭だけで協議を済ませているものが、工事は166件、委託は79件ありました。

表3 工期（履行期間）延長に係る協議状況

(単位：件)

	工期（履行期間）延長 件数	工期（履行期間）延長 に係る 書面による協議※1		工期（履行期間）延長に係る 変更契約の方法※2		
		あり	なし	設計変更と 同時	受注者から の請求	発注者から の延長
工事	290	124	166	148	193	42
委託	157	78	79	99	112	6

注) ※1「工期（履行期間）延長に係る書面による協議」とは、打合せ記録簿や監督日誌など書面による協議を行っていたかどうか。

※2「工期（履行期間）延長に係る変更契約の方法」は、重複あり。

(イ) 変更契約を遅滞なく行っているか

「設計変更ガイドライン」では、『設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合は、都度、遅延なく行う。ただし、軽微な設計変更の場合は、工期末にまとめて契約変更を行えることとするが、途中、それらの合計額が請負代金額の 20%を超えると見込まれる場合や変更工種を部分払いの対象とする場合は、その時点で契約変更を行うことが望ましい。』とされています。

調査の結果、概ね適切な時期に変更契約が行われていましたが、数量の確認に時間を要し、工期末に変更契約を行っているものが一部ありました。

なお、現場の進捗に合わせ適切な時期に変更契約を行うため、変更協議の経過を一覧表にして変更増減を管理している機関もありました。

(オ) 概略数量発注方式の対象工種について、適切に変更契約を行っているか

概略数量発注方式とは、当初設計において、対象とする工種の一部を一式計上により算出した予定価格を用いて入札を行う方式です。「概略数量発注方式試行要領<sup>※</sup>」では、『この方式により契約した場合の設計変更は、受発注者間協議の上、実施数量を確定し、実施数量に基づき設計変更を行い、請負金額に増減が生じた場合は、変更契約を行う。』とされており、契約後、受発注者間での協議が変更契約を行う上で必須となります。

調査の結果、概略数量発注方式の工事では、対象工種の実施数量、単価について受発注者間で書面により協議を行い、適切に変更契約が行われていました。

※ 概略数量発注方式試行要領（令和元年11月・長野県環境部 農政部 林務部 建設部）

(カ) 工期延長や工事一時中止の措置を適切に行っているか（表4）

「工事一時中止に係るガイドライン（案）」及び「工事一時中止ガイドライン」では、『工事を中止する場合の工期延長期間は、中止期間相当分とする。また、発注者は、受注者から費用の請求があった場合、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。』とされています。

調査の結果、当ガイドラインに基づき概ね中止期間相当分の工期延長を行っていました。

また、受注者からの請求により工事一時中止に伴う増加費用（現場維持等の費用）を変更で計上するなど、工事一時中止の措置を適切に行っていました。

表4 工事一時中止の理由

(単位：件)

工事一時中止の理由	件数
関係機関、地権者などの協議に不測の日数を要したもの	25
法面对策や軟弱地盤などの対策工事の増工	14
天候の影響によるもの	8
他機関からの要請に基づくもの（農繁期、観光シーズン等）	7
工法の検討・変更、設計修正等に不測の日数を要したもの	6
運搬路の災害復旧のため	4
近接工事との調整によるもの	3
合 計	67

#### (キ) その他

今回の監査では、工事請負契約変更における不適切な契約事務として、公共土木施設災害復旧工事において、契約金額が5億円以上となる変更契約については議会の議決に付さなければならないところ、議会の議決に付すことなく変更請負契約を締結していたものが1件ありました。(P8「指摘事項」参照)

#### カ 監査結果

ガイドライン等に基づき変更契約を行っているか監査したところ、概ね適切に行われていましたが、変更契約を行うにあたり事前に書面による協議を行うべきところ、口頭だけで協議を済ませているものが散見されるなど、一部不適切な取扱いが見られました。

#### キ 意見

設計変更や工期（履行期間）延長を行うにあたっては、ガイドライン等に沿って以下の点に留意し、発注者として適切に事務処理を行ってください。

(ア) 設計変更に係る発注者による指示、受発注者間の協議は、概ね書面により行われていましたが、受発注者間での設計変更に関するトラブルを防止するため、引き続き、口頭だけでなく、書面により行ってください。

(イ) 工期（履行期間）の延長に係る協議は、書面による協議を行わず口頭だけで協議を済ませているものが多く散見されたため、今後は、協議経過を明確にするためにも工期（履行期間）延長の必要性や手続きの処理方針等について、受発注者間で口頭だけでなく、打合せ簿や監督日誌等の書面により行ってください。

(所管機関：環境政策課、農地整備課、森林政策課、建設政策課、経営推進課)

## 2 指摘事項

分類	指 摘 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務	1 調定の時期に関するもの (124)	
	(1) 農業次世代人材投資事業補助金の返還事務の遅延 農業次世代人材投資事業補助金について、交付要件に該当しなくなった時点で調定すべきところ、返還する意思の確認が出来ないことなどを理由に長期にわたり調定を行っていなかった。  調定遅延 6件、9,625,000円	農村振興課
契 約 事 務	1 その他契約の事務処理に関するもの (270)	
	(1) 工事請負契約変更における不適切な契約事務 公共土木施設災害復旧工事において、契約金額が5億円以上となる変更契約については議会の議決に付さなければならないところ、議会の議決に付すことなく変更請負契約を締結していた。  1件、変更後契約金額 502,623,000円 (変更前 413,952,000円)	佐 久 建設事務所
補助金 事 務	1 その他補助金の事務処理に関するもの (430)	
	(1) 不適切な補助金事務 鳥獣対策に係る補助金事務において、補助対象者が作成すべき「交付申請書」及び「変更承認申請書」を、職員が自費で購入した印鑑を押印し作成していた。  4件、補助金額 82,080円	森林づくり 推 進 課 (鳥獣対策 室)

### 3 指導事項

#### 【一般会計・特別会計】

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
収 入 事 務  8 件	<b>1 貸付料の算定に関するもの (122)</b>	
	<b>(1) 職員宿舍貸付料の過徴収</b> 職員宿舍の貸付料について、単身赴任手当受給者に貸し付ける場合の適用単価を誤り、過徴収となっていた。 また、平成29年度及び令和2年度に行うべき貸付料改定を行わなかったため、過徴収となっていた。  過徴収：12件、884,611円	河 川 課
	<b>2 調定の時期に関するもの (124)</b>	
	<b>(1) 行政財産目的外使用(貸付)許可の使用(貸付)料徴収事務の遅延</b> ア 行政財産目的外使用(貸付)許可について、使用(貸付)期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の使用(貸付)料は、毎年度4月30日までに徴収すべきところ、5月に徴収していた。 (使用料：2件、22,500円) (貸付料：7件、1,640,218円)  イ 行政財産目的外使用許可について、使用期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の使用料は、毎年度4月30日までに徴収すべきところ、8月に徴収していた。 (使用料：2件、19,500円)	長 野 西 高 等 学 校   白 馬 高 等 学 校
<b>(2) 普通財産貸付の貸付料徴収事務の遅延</b> 普通財産貸付について、貸付期間が翌年度以降にわたる場合、次年度以降の貸付料は、毎年度4月30日までに徴収すべきところ、7月に徴収していた。(2件、4,500円)	消防防災航 空センター	

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																								
収 入 事 務	3 その他調定等の事務処理に関するもの (125)																									
	<p>(1) 道路占用料の過徴収 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="336 696 1246 916"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過徴収額</th> <th colspan="2">還付額</th> <th rowspan="2">還付加算金</th> </tr> <tr> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯田建設事務所</td> <td>2</td> <td>26,588</td> <td>2,508</td> <td>24,080</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>長野建設事務所</td> <td>1</td> <td>15,720</td> <td>15,720</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(2機関)</td> <td>3</td> <td>42,308</td> <td>18,228</td> <td>24,080</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	件数	過徴収額	還付額		還付加算金	還付額	還付不能額	飯田建設事務所	2	26,588	2,508	24,080	—	長野建設事務所	1	15,720	15,720	—	—	合計(2機関)	3	42,308	18,228
機 関 名	件数	過徴収額				還付額			還付加算金																	
			還付額	還付不能額																						
飯田建設事務所	2	26,588	2,508	24,080	—																					
長野建設事務所	1	15,720	15,720	—	—																					
合計(2機関)	3	42,308	18,228	24,080	—																					
<p>(2) 道路占用料の徴収不足 道路占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。 また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="325 1267 1198 1487"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">徴収不足額</th> <th colspan="2">徴収額</th> </tr> <tr> <th>徴収額</th> <th>徴収不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯田建設事務所</td> <td>4</td> <td>261,337</td> <td>123,801</td> <td>137,536</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>1</td> <td>27,300</td> <td>27,300</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(2機関)</td> <td>5</td> <td>288,637</td> <td>151,101</td> <td>137,536</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	徴収不足額	徴収額		徴収額	徴収不能額	飯田建設事務所	4	261,337	123,801	137,536	千曲建設事務所	1	27,300	27,300	—	合計(2機関)	5	288,637	151,101	137,536	飯 田 千 曲 建設事務所			
機 関 名				件数	徴収不足額	徴収額																				
	徴収額	徴収不能額																								
飯田建設事務所	4	261,337	123,801	137,536																						
千曲建設事務所	1	27,300	27,300	—																						
合計(2機関)	5	288,637	151,101	137,536																						

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																																												
収 入 事 務	<p>(3) 河川占用料の過徴収 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり過徴収となっていた。 また、過徴収分の還付にあたり、一部は時効により還付不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="336 656 1246 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">過徴収額</th> <th colspan="2">還付額</th> <th rowspan="2">還付加算金</th> </tr> <tr> <th>還付額</th> <th>還付不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐久建設事務所</td> <td>1</td> <td>55,293</td> <td>14,300</td> <td>40,993</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>諏訪建設事務所</td> <td>17</td> <td>520,603</td> <td>136,310</td> <td>384,293</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>飯田建設事務所</td> <td>2</td> <td>22,502</td> <td>5,850</td> <td>16,652</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安曇野建設事務所</td> <td>2</td> <td>3,054</td> <td>1,550</td> <td>1,504</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大町建設事務所</td> <td>1</td> <td>57,400</td> <td>22,960</td> <td>34,440</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(5機関)</td> <td>23</td> <td>658,852</td> <td>180,970</td> <td>477,882</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	過徴収額	還付額		還付加算金	還付額	還付不能額	佐久建設事務所	1	55,293	14,300	40,993	—	諏訪建設事務所	17	520,603	136,310	384,293	—	飯田建設事務所	2	22,502	5,850	16,652	—	安曇野建設事務所	2	3,054	1,550	1,504	—	大町建設事務所	1	57,400	22,960	34,440	—	合計(5機関)	23	658,852	180,970	477,882	—	佐 久 諏 訪 飯 田 安 曇 野 大 町 建設事務所
機 関 名	件数				過徴収額	還付額		還付加算金																																						
		還付額	還付不能額																																											
佐久建設事務所	1	55,293	14,300	40,993	—																																									
諏訪建設事務所	17	520,603	136,310	384,293	—																																									
飯田建設事務所	2	22,502	5,850	16,652	—																																									
安曇野建設事務所	2	3,054	1,550	1,504	—																																									
大町建設事務所	1	57,400	22,960	34,440	—																																									
合計(5機関)	23	658,852	180,970	477,882	—																																									
	<p>(4) 河川占用料の徴収不足 河川占用料について、占用料の算定を誤ったまま、長期にわたり徴収不足となっていた。 また、徴収不足分の一部は時効により徴収不能となった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="323 1339 1198 1559"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">徴収不足額</th> <th colspan="2">徴収額</th> </tr> <tr> <th>徴収額</th> <th>徴収不能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野建設事務所</td> <td>2</td> <td>7,950</td> <td>1,826</td> <td>6,124</td> </tr> <tr> <td>千曲建設事務所</td> <td>1</td> <td>21,330</td> <td>4,590</td> <td>16,740</td> </tr> <tr> <td>合計(2機関)</td> <td>3</td> <td>29,280</td> <td>6,416</td> <td>22,864</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	件数	徴収不足額	徴収額		徴収額	徴収不能額	安曇野建設事務所	2	7,950	1,826	6,124	千曲建設事務所	1	21,330	4,590	16,740	合計(2機関)	3	29,280	6,416	22,864	安 曇 野 千 曲 建設事務所																						
機 関 名	件数				徴収不足額	徴収額																																								
		徴収額	徴収不能額																																											
安曇野建設事務所	2	7,950	1,826	6,124																																										
千曲建設事務所	1	21,330	4,590	16,740																																										
合計(2機関)	3	29,280	6,416	22,864																																										
	4 その他収入の事務処理に関するもの(130)																																													
	<p>(1) 高等学校授業料の還付事務の遅延 令和元年度分の高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の認定に伴い生じた還付金の還付を行っていなかった。(1件、2,565円)</p>	松 本 筑 摩 高 等 学 校																																												

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名																																
契 約 事 務 1 件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの (250)																																	
	(1) 建設工事請負人等選定委員会による審議未実施 建設工事の発注に際し、請負人等選定調書により建設工事請負人等選定委員会の審議をすべきところ、審議していなかった。 (1 件、契約金額180,400円)	薬事管理課																																
支 出 事 務 3 件	1 委託料の執行に関するもの (341)																																	
	(1) 委託料の算定誤り 民間活用委託訓練事業及び障がい者民間活用委託訓練事業において、委託料に算定誤りがあったため、過払い及び過少払いとなっていた。  (単位：件、円)	長野 野 松本 本 岡谷 谷 佐久 久 技術専門校																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th colspan="2">過払い</th> <th colspan="2">過少払い</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野技術専門校</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>342,114</td> </tr> <tr> <td>松本技術専門校</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>106,612</td> </tr> <tr> <td>岡谷技術専門校</td> <td>1</td> <td>7,009</td> <td>1</td> <td>9,527</td> </tr> <tr> <td>佐久技術専門校</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>123,185</td> </tr> <tr> <td>合計(4機関)</td> <td>1</td> <td>7,009</td> <td>21</td> <td>581,438</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	過払い		過少払い		件数	金 額	件数	金 額	長野技術専門校	—	—	11	342,114	松本技術専門校	—	—	5	106,612	岡谷技術専門校	1	7,009	1	9,527	佐久技術専門校	—	—	4	123,185	合計(4機関)	1	7,009
機 関 名	過払い			過少払い																														
	件数	金 額	件数	金 額																														
長野技術専門校	—	—	11	342,114																														
松本技術専門校	—	—	5	106,612																														
岡谷技術専門校	1	7,009	1	9,527																														
佐久技術専門校	—	—	4	123,185																														
合計(4機関)	1	7,009	21	581,438																														
	2 給付完了検査の事務処理に関するもの (385)																																	
	(1) 給付完了検査の遅延 ア 委託契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条に定める時期(業務完了報告を受けてから10日以内)に完了検査しなければならないところ、これを超えて完了検査を行っていた。  ・ 令和3年度 消費者大学開催業務  イ 委託契約において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条に定める時期(業務完了報告を受けてから10日以内)に完了検査しなければならないところ、これを超えて完了検査を行っていた。 また、完了検査の遅延に伴い支払うべき遅延利息200円を支払っていなかった。  ・ 令和3年度 県営林造林事業業務	くらし安全 ・消費生活課  北 信 地域振興局 林 務 課																																

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
支 出 事 務	3 その他支出の事務処理に関するもの (386)	
	(1) 源泉所得税等の算定誤り及び納付期限後納付による延滞税等の発生 徴収税額の算定誤りにより、退職手当に係る源泉所得税、復興特別所得税及び住民税の納付漏れが発生していた。また、納付漏れについて平成29年5月10日までに納付すべきところ、令和3年12月28日に納付したため、延滞税及び延滞金60,800円が生じた。	義務教育課
補助金 事 務  2 件	1 その他補助金の事務処理に関するもの (430)	
	(1) 補助金の過交付 新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金について、補助対象外の事業者に対して交付決定したため、過交付となっていた。 (4件 交付決定3,912,000円 うち過交付2,000,000円)	医療政策課
	(2) 補助金の額の確定の遅延 チャイルドライン支援事業補助金及び長野県将来世代応援県民会議事業補助金の額の確定について、4月25日までに行うべきところ、5月11日及び5月13日に行っていた。	次 世 代 サ ポ ー ト 課
財 産 事 務  2 件	1 物品に関する帳票の整理等に関するもの (520)	
	(1) 備品原簿の未整備 備品として管理すべき物品について、「備品原簿」を作成していなかった。	くらし安全 ・消費生活 課
	2 その他財産管理に関するもの (540)	
	(1) 検定有効期間満了の水道メーターの交換遅延 学生寮の水道メーターについて、計量法に定める検定有効期間が満了する令和3年7月31日までに交換すべきところ、令和4年1月20日に完了していた。	工 科 短 期 大 学 校

分類	指 導 事 項 (分類コード)	機関名
その他	1 その他の事務処理に関するもの (610)	
1 件	<p><b>(1) 工事に係る不適切な事務</b></p> <p>令和2年度県単街路工事において、当初予定していた施工材料が入手困難となったため、同等品とする材料を用いて令和3年8月に工事を完了し、工事費を支払った。</p> <p>その後、工事期間中の令和3年5月に受理していた確約書に基づき当初予定していた施工材料による施工指示書を令和4年2月に発出し、令和4年3月に施工を行っているが、県取扱要領による自営工事承認など別の手続を行うべきであった。</p>	長 野 建設事務所

#### 4 検討事項

分類	検討事項	機関名
収入 事務  1件	<p>1 適正な特定財源徴収事務のための対策</p> <p>建設工事等受託事業に係る受託事業収入は、原則として工事の入札公告までに調定・収入し、これにより難しい場合は、その理由を受託事業収入台帳に記載して処理すべきところ、一部の建設事務所で公告日までに受託事業収入を収入していない、台帳を整備していないなどの事務処理がありました。</p> <p>これは、「土木部建設工事事務処理の手引き」や土木事業の設計を行う標準的な実務書である「長野県土木事業設計基準」の記載において、手続きに関する表現が異なっており、解釈に相違が生じたことが原因の一つと考えられます。</p> <p>受託事業収入等の特定財源確保の観点から、適正に調定・収入が行われるよう、特定財源の徴収事務処理手順を明確にし、周知徹底を図ってください。</p>	建設政策課 (技術管理室)
財産 事務  1件	<p>1 適正な財産登録及び財産管理のための対策</p> <p>令和3年度デジタル化対応産業教育装置整備事業において、高等学校で工事請負費により整備したデジタル化対応産業教育装置等について、備品や公有財産の財産登録が行われていませんでした。</p> <p>これらの財産について、対象の高等学校が速やかに財産登録を行い、適正に財産管理が行われるよう指導、改善するとともに、工事請負費により取得した財産に係る財産登録の事務処理について、周知徹底を図ってください。</p>	高校教育課

## 5 分類別指摘事項等の件数

(分類コード) 指摘事項・指導事項・検討事項の分類	一般会計・特別会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
<b>1 収入事務関係</b>								
(110) 収入未済額の解消に関するもの								
(121) 使用料の算定に関するもの								
(122) 貸付料の算定に関するもの		1		1				
(123) 管理経費の算定に関するもの								
(124) 調定の時期に関するもの	1	2		3				
(125) その他調定等の事務処理に関するもの		4	1	5				
(130) その他収入の事務処理に関するもの		1		1				
小 計	1	8	1	10				
<b>2 契約事務関係</b>								
(210) 契約書又は請書の作成に関するもの								
(220) 契約書等の記載内容に関するもの								
(230) 随意契約の理由等に関するもの								
(240) 予定価格の設定の事務処理に関するもの								
(250) 入札参加要件の設定又は請負人等の選定の事務処理に関するもの		1		1				
(260) 入札手続及び見積書徴取の事務処理に関するもの								
(270) その他契約の事務処理に関するもの	1			1				
小 計	1	1		2				
<b>3 支出事務関係</b>								
(311) 職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
(312) その他職員手当支給の事務処理に関するもの								
(321) 旅費の返納又は追給を要するもの								
(322) その他旅費支給の事務処理に関するもの								
(331) 工事請負費の執行に関するもの								
(341) 委託料の執行に関するもの		1		1				
(351) 役務費、使用料の執行に関するもの								
(361) 備品購入費の執行に関するもの								
(371) 需用費の執行に関するもの								
(381) 効率的・計画的な予算執行に関するもの								
(382) 支出科目に関するもの								
(383) 支出負担行為の時期に関するもの								
(384) 事前審査の事務処理に関するもの								
(385) 給付完了検査の事務処理に関するもの		1		1				
(386) その他支出の事務処理に関するもの		1		1				
小 計		3		3				
<b>4 補助金事務関係</b>								
(410) 交付決定等の事務処理に関するもの								
(420) 実績報告書の提出の時期に関するもの								
(430) その他補助金の事務処理に関するもの	1	2		3				
小 計	1	2		3				
<b>5 財産管理事務関係</b>								
(510) 公有財産に関する帳票の整理等に関するもの								
(520) 物品に関する帳票の整理等に関するもの		1	1	2				
(530) 財産の有効利用等に関するもの								
(540) その他財産管理に関するもの		1		1				
小 計		2	1	3				
<b>6 その他</b>								
(610) その他の事務処理に関するもの		1		1				
小 計		1		1				
合 計	3	17	2	22				

### 第3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

意見については、当該事項を所管する関係機関（全機関の場合は各部局主管課等）に対し、対応方針の回答を求めました。

また、各機関がそれぞれ実情に合わせて行っている取組の中から、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられる事例を23ページに掲載しましたので、参考にしてください。

#### 1 各部局に共通する意見

##### 意 見

#### 1 内部統制制度の着実な運用とコンプライアンスの推進

本年度の指摘、指導及び検討事項の件数は22件でした。

各機関が適正な事務執行に努めている中、収入金の算定誤り、補助金交付決定の誤り、給付完了検査事務の不備など基本的な事務処理の誤りが見られるとともに、本年度は、建設工事において議会の議決に付さなければならないところ、議会の議決に付すことなく変更契約を締結していた案件、補助金事務において補助対象者が作成すべき交付申請書等を職員が作成していた案件といった、不適切な事案も見られました。

こうした基本的な事務処理の誤りや不適切な事案の発生は、関係規程に対する理解不足、ダブルチェックの形骸化による確認漏れ、不十分な事務引継などに起因するものと考えます。

県では、「内部統制基本方針」に基づき、不適正な事務処理防止のためのリスクマネジメントに取り組んでいるところですが、定期監査の結果を踏まえ、改めてリスク発生の背景や原因を分析し業務上の問題点を可視化して所属内で共有するなど、不適正な事務処理の防止に取り組んでください。

また、事務の増大や複雑化に伴い、事務処理の誤りが発生する危険性が高まっており、RPA等のICTツールを活用し定型的な事務の自動化を進めることは、基本的な事務処理の誤りを防止する効果が期待でき、内部統制制度の効果的運用の観点から有用であると考えますので、積極的な活用を図ってください。

内部統制制度の運用にあたっては、チェックの仕組みが有効に機能するよう、所属内で相談できる環境を整えるなど職員間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、取組内容を職員全員で共有し、それぞれの職員が「自分ごと」として実践することで、より一層実効性が高まる制度運用となるよう努めてください。

(所管機関：全機関)

## 意 見

### 2 税外収入未済額の解消

令和3年度の収入未済額のうち、県税に係るものを除いた税外収入未済額の状況は、次ページ「一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表」のとおりです。その総額は26億1,588万余円で、前年度に比べ2億352万余円（8.4%）の増加となっています。

（税外収入未済額の推移）

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	前年度比
税外収入未済額	2,615,889,029円	2,412,366,228円	203,522,801円	108.4%

このうち、貸付金など継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額は18億1,825万余円で、前年度に比べ1億9,960万余円（12.3%）の増加となっています。

（継続性があり今後も収入未済が発生する可能性のある債権の税外収入未済額の推移）

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	前年度比
※印の付いた 税外収入未済額の計	1,818,252,302円	1,618,648,220円	199,604,082円	112.3%

（上記税外収入未済額の処理状況）

過 年 度 発 生 分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)
収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C		
117,323,868円	22,839,202円	24,871,251円	364,638,403円	199,604,082円

本年度の税外収入未済額は前年度と比べ2億352万余円（8.4%）増加しています。また、新たに3億8,450万余円が未収金となり、依然として多額となっています。

収入未済となったものについては、引き続き平成26年3月に長野県税外未収金縮減対策委員会が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」に基づき、本庁と現地機関が一体となり縮減に向けた取組を積極的に進めてください。

特に、現年度発生分の収入未済額が増加していますので、滞納が発生した早い段階での滞納整理に重点を置き滞納が中長期化することを防止するなど、新たに発生する収入未済額を抑制する対応策を講じてください。

（注）これら税外収入未済額の状況で、前年度から増加したものの、継続性があり今後増加する可能性のあるものについては、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

（所管機関：収入未済額のある機関を所管する課）

## 意 見

### 一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部 局	所 管 課	内 容	収入未済額(円)
総務部	税務課	県税付帯債権(延滞金等)	43,190,916 ★公
県民文化部	こども・家庭課	児童福祉施設入所負担金 ※	87,129,351 ★公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金 ※	15,512,310 *公
	こども・家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※(特)	174,953,785 私
健康福祉部	医師・看護人材確保対策課	看護職員修学資金貸付金 ※	4,025,500 私
	地域福祉課	生活保護費返還金	49,047,418 ★*公
	障がい者支援課	社会福祉施設入所者負担金 ※	3,576,849 ★公
	障がい者支援課	総合リハビリテーションセンター施設使用料	3,240,866 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金 ※(特)	8,598,330 私
	障がい者支援課	心身障害者扶養共済年金給付返納金 (特)	60,000 私
	医師・看護人材確保対策課 他	その他	4,346,408
環境部	資源循環推進課	不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	357,342,768 ★公
産業労働部	産業政策課	新型コロナ中小企業者等特別応援金返還金	500,000 *公
	営業局	飲食・サービス業等グループ補助金返還金	6,000,000 *公
	経営・創業支援課	高度化資金貸付金 ※(特)	933,927,126 私
	経営・創業支援課	設備近代化資金貸付金 (特)	18,833,566 私
農政部	農村振興課	農業次世代人材投資事業(準備型)返還金	5,105,000 *公
	農村振興課	農業改良資金貸付金 (特)	22,022,000 私
	農村振興課	漁業改善資金貸付金 (特)	2,260,000 私
林務部	森林づくり推進課	森林造成事業補助金返還金	14,461,100 *公
	森林づくり推進課	造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	147,246,175 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金 ※(特)	14,100,930 私
	信州の木活用課	林業・木材産業改善資金貸付金違約金 (特)	2,111,578 私
建設部	道路管理課	事故等に係る原因者負担金	1,894,200 ★公
	河川課	河川占用料	17,379,126 ★公
	都市・まちづくり課	契約解除に伴う補償金返還金	99,521,879 私
	建築住宅課	県営住宅使用料 ※	131,461,049 私
	建築住宅課	県営住宅敷地(駐車場)使用料 ※	2,120,153 私
	建築住宅課	県営住宅明渡請求による契約解除に伴う損害賠償金 ※	115,121,683 私
	建築住宅課 他	その他	1,253,104
教育委員会	高校教育課	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 ※	1,914,000 私
	高校教育課	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 ※	163,318,837 私
	高校教育課	高等学校授業料 ※	2,448,815 *公
	高校教育課	高等学校等奨学金貸付金 ※(特)	129,628,622 私
	高校教育課	高等学校等遠距離通学費貸付金 ※(特)	30,414,962 私
	高校教育課	その他	352,086 私
県警本部	会計課	交通信号機事故に係る弁済金	293,200 私
	会計課	電気需給契約業者の破産手続開始決定に伴う損害賠償	1,175,337 私
合 計			2,615,889,029

※：貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

(特)：特別会計に係る貸付金などの債権

★公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されている「強制徴収公債権」

\*公：県が有する公法上の債権、いわゆる公債権のうち個々の法令により強制徴収手続が規定されていない「非強制徴収公債権」

私：県と相手方との合意に基づいて発生する私法上の債権、いわゆる「私債権」

## 2 部局ごとの意見

※ 重点監査テーマの意見については7ページに記載してあります。

部局等	意見	所管機関																																																		
県民文化部	<p><b>1 税外収入未済額の解消</b></p> <p>(1) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>87,129,351円</td> <td>86,487,186円</td> <td>642,165円</td> <td>100.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉施設入所負担金</td> <td>1,066,738円</td> <td>13,800,369円</td> <td>0円</td> <td>15,509,272円</td> <td>642,165円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	児童福祉施設入所負担金	87,129,351円	86,487,186円	642,165円	100.7%	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	児童福祉施設入所負担金	1,066,738円	13,800,369円	0円	15,509,272円	642,165円	こども・家庭課 (児童相談・養育支援室)																									
	区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																																															
	児童福祉施設入所負担金	87,129,351円	86,487,186円	642,165円	100.7%																																															
	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																																														
収入済額 A		不納欠損額 B	減額調定額 C																																																	
児童福祉施設入所負担金	1,066,738円	13,800,369円	0円	15,509,272円	642,165円																																															
健康福祉部	<p><b>2 税外収入未済額の解消</b></p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>3,576,849円</td> <td>2,945,783円</td> <td>631,066円</td> <td>121.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設入所者負担金</td> <td>186,500円</td> <td>124,599円</td> <td>0円</td> <td>942,165円</td> <td>631,066円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 収入未済額の縮減に引き続き努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>8,598,330円</td> <td>8,448,330円</td> <td>150,000円</td> <td>101.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者扶養共済加入者掛金</td> <td>428,400円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>578,400円</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	社会福祉施設入所者負担金	3,576,849円	2,945,783円	631,066円	121.4%	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	社会福祉施設入所者負担金	186,500円	124,599円	0円	942,165円	631,066円	区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	心身障害者扶養共済加入者掛金	8,598,330円	8,448,330円	150,000円	101.8%	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	心身障害者扶養共済加入者掛金	428,400円	0円	0円	578,400円	150,000円	障がい者支援課
	区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																																															
	社会福祉施設入所者負担金	3,576,849円	2,945,783円	631,066円	121.4%																																															
	区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																																														
収入済額 A		不納欠損額 B	減額調定額 C																																																	
社会福祉施設入所者負担金	186,500円	124,599円	0円	942,165円	631,066円																																															
区分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																																																
心身障害者扶養共済加入者掛金	8,598,330円	8,448,330円	150,000円	101.8%																																																
区分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																																															
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																																																	
心身障害者扶養共済加入者掛金	428,400円	0円	0円	578,400円	150,000円																																															

部局等	意見	所管機関																									
健康福祉部	<p>(3) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>4,219,306円</td> <td>2,916,865円</td> <td>1,302,441円</td> <td>144.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息</td> <td>430,956円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>1,733,397円</td> <td>1,302,441円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	4,219,306円	2,916,865円	1,302,441円	144.7%	区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	430,956円	0円	0円	1,733,397円	1,302,441円	医師・看護 人材確保 対策課
区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																							
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	4,219,306円	2,916,865円	1,302,441円	144.7%																							
区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
看護職員修学資金貸付金に係る返還金延滞利息	430,956円	0円	0円	1,733,397円	1,302,441円																						
産業労働部	<p>3 税外収入未済額の解消</p> <p>(1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>933,927,126円</td> <td>674,090,126円</td> <td>259,837,000円</td> <td>138.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上記税外収入未済額の処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付金</td> <td>3,502,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>263,339,000円</td> <td>259,837,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	高度化資金貸付金	933,927,126円	674,090,126円	259,837,000円	138.5%	区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	高度化資金貸付金	3,502,000円	0円	0円	263,339,000円	259,837,000円	経営・創 業支援課
区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																							
高度化資金貸付金	933,927,126円	674,090,126円	259,837,000円	138.5%																							
区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)																						
	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																								
高度化資金貸付金	3,502,000円	0円	0円	263,339,000円	259,837,000円																						
林務部	<p>4 北アルプス森林組合（旧大北森林組合）等の補助金不適正受給にかかる債権の早期回収と債権管理</p> <p>北アルプス森林組合（旧大北森林組合）等に対する債権の回収については、引き続き相手方と連絡を取り、経営の健全化に向けた取組を着実に実行させるよう、経営状況等の随時把握、必要に応じた指導助言などを行い、債権の早期回収に努めてください。</p> <p>令和3年度末残高  北アルプス森林組合（旧大北森林組合） 935,802,336円  大北森林組合元専務理事 130,194,608円  ひふみ林業（有） 31,512,667円</p>	信州の木 活用課 森林づくり 推進課																									

部局等	意 見	所管機関																					
建設部	<b>5 税外収入未済額の解消</b> (1) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。	道 路 管 理 課																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>148,902円</td> <td>67,007円</td> <td>81,895円</td> <td>222.2%</td> </tr> <tr> <td>道路占用料に係る延滞金</td> <td>43,379円</td> <td>33,972円</td> <td>9,407円</td> <td>127.7%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	道路占用料	148,902円	67,007円	81,895円	222.2%	道路占用料に係る延滞金	43,379円	33,972円	9,407円	127.7%						
	区 分		令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																	
	道路占用料		148,902円	67,007円	81,895円	222.2%																	
	道路占用料に係る延滞金		43,379円	33,972円	9,407円	127.7%																	
	(上記税外収入未済額の処理状況)																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路占用料</td> <td>629円</td> <td>5,600円</td> <td>0円</td> <td>88,124円</td> <td>81,895円</td> </tr> <tr> <td>道路占用料に係る延滞金</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>9,407円</td> <td>9,407円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	道路占用料	629円	5,600円	0円	88,124円	81,895円	道路占用料に係る延滞金	0円	0円	0円	9,407円	9,407円
	区 分			過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)													
			収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																		
	道路占用料		629円	5,600円	0円	88,124円	81,895円																
道路占用料に係る延滞金	0円	0円	0円	9,407円	9,407円																		
(2) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。	河 川 課																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川占用料に係る延滞金</td> <td>2,675円</td> <td>733円</td> <td>1,942円</td> <td>364.9%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	河川占用料に係る延滞金	2,675円	733円	1,942円	364.9%												
区 分		令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比																		
河川占用料に係る延滞金		2,675円	733円	1,942円	364.9%																		
(上記税外収入未済額の処理状況)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川占用料に係る延滞金</td> <td>324円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>2,266円</td> <td>1,942円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	河川占用料に係る延滞金	324円	0円	0円	2,266円	1,942円							
区 分			過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)														
		収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C																			
河川占用料に係る延滞金		324円	0円	0円	2,266円	1,942円																	
(3) 収入未済額の縮減に一層の努力を要します。		建 築 住 宅 課																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度末</th> <th>令和2年度末</th> <th>増減額</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅一時使用料</td> <td>912,786円</td> <td>823,501円</td> <td>89,285円</td> <td>110.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和3年度末	令和2年度末	増減額	前年度比	県営住宅一時使用料	912,786円	823,501円	89,285円	110.8%												
区 分	令和3年度末		令和2年度末	増減額	前年度比																		
県営住宅一時使用料	912,786円		823,501円	89,285円	110.8%																		
(上記税外収入未済額の処理状況)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">過年度発生分</th> <th rowspan="2">現年度発生分 D</th> <th rowspan="2">増減額 D-(A+B+C)</th> </tr> <tr> <th>収入済額 A</th> <th>不納欠損額 B</th> <th>減額調定額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅一時使用料</td> <td>47,160円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>136,445円</td> <td>89,285円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		過年度発生分			現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)	収入済額 A	不納欠損額 B	減額調定額 C	県営住宅一時使用料	47,160円	0円	0円	136,445円	89,285円							
区 分			過年度発生分					現年度発生分 D	増減額 D-(A+B+C)														
	収入済額 A		不納欠損額 B	減額調定額 C																			
県営住宅一時使用料	47,160円		0円	0円	136,445円	89,285円																	

## 《参考》 他の機関で紹介できる有効な取組事例

他の機関で紹介できる有効な取組事例について紹介しますので、各機関の状況により、必要に応じて活用を図ってください。

### 1 税外収入未収額の解消に向けた取組について 〈高校教育課〉

高校教育課では、税外収入未収額の解消のため、滞納整理の取組の強化として、未収金回収業務を委託していますが、委託先見直しの際に、回収率等の実績に基づく提案による公募型プロポーザル方式の入札を行った結果、落札した弁護士法人による未収金の回収が進んでいます。

また、新たな未収金の発生防止のため、口座振替による分納払いを行うことで返還者の利便性を向上させ、確実な納付の増加を図っています。

この取組は、税外収入未収額が依然として多額となっている中で、その解消を図る上で非常に有益であり、他の機関において参考となる事例として評価できます。

## (別表) 監査実施機関一覧

## 1 一般会計・特別会計

## (1) 実地監査

監査実施機関名	監査年月日
軽井沢警察署	令和4年5月24日
男女共同参画センター	令和4年5月26日
工業技術総合センター (精密・電子・航空技術部門)	令和4年5月26日
長野南警察署	令和4年5月26日
佐久児童相談所	令和4年5月31日
公衆衛生専門学校	令和4年5月31日
赤穂高等学校	令和4年5月31日
小諸警察署	令和4年5月31日
野菜花き試験場	令和4年6月1日
野菜花き試験場佐久支場	令和4年6月1日
総合教育センター	令和4年6月1日
消防防災航空センター	令和4年6月2日
松本筑摩高等学校	令和4年6月2日
軽井沢高等学校	令和4年6月3日
福祉大学校	令和4年6月7日
中信教育事務所	令和4年6月7日
岡谷工業高等学校	令和4年6月7日
梓川高等学校	令和4年6月13日
上田保健福祉事務所	令和4年6月15日
須坂創成高等学校	令和4年6月21日
犀川砂防事務所 *	令和4年6月23日
明科高等学校	令和4年6月23日
精神保健福祉センター	令和4年6月28日
東京事務所	令和4年7月6日
信州首都圏総合活動拠点	令和4年7月6日
安曇野建設事務所 *	令和4年7月8日
大町保健福祉事務所	令和4年7月12日
白馬高等学校	令和4年7月12日
消防課	令和4年7月14日
危機管理防災課	令和4年7月14日
労働委員会事務局	令和4年7月14日
人事課	令和4年7月15日
コンプライアンス・行政経営課	令和4年7月15日
職員キャリア開発課	令和4年7月15日
職員課	令和4年7月19日
財政課	令和4年7月19日
財産活用課	令和4年7月19日

監査実施機関名	監査年月日
監査委員事務局	令和4年7月20日
総合政策課	令和4年7月21日
D X推進課	令和4年7月21日
総務事務課	令和4年7月21日
環境政策課	令和4年7月21日
生活排水課 (一般会計)	令和4年7月21日
交通政策課	令和4年7月22日
松本空港課	令和4年7月22日
地域振興課	令和4年7月22日
情報公開・法務課	令和4年7月22日
森林政策課	令和4年7月22日
信州の木活用課	令和4年7月22日
広報県民課	令和4年7月25日
信州暮らし推進課	令和4年7月25日
国際交流課	令和4年7月25日
教育政策課	令和4年7月25日
義務教育課	令和4年7月25日
高校教育課	令和4年7月25日
市町村課	令和4年7月26日
森林づくり推進課	令和4年7月26日
会計課	令和4年7月26日
契約・検査課	令和4年7月26日
秘書課	令和4年7月28日
税務課	令和4年7月28日
文化政策課	令和4年7月28日
県民協働課	令和4年7月28日
建設政策課	令和4年7月28日
砂防課	令和4年7月28日
道路建設課	令和4年7月28日
人権・男女共同参画課	令和4年7月29日
私学振興課	令和4年7月29日
高等教育振興課	令和4年7月29日
水大気環境課	令和4年7月29日
自然保護課 *	令和4年7月29日
道路管理課	令和4年7月29日
河川課	令和4年7月29日
都市・まちづくり課	令和4年7月29日
くらし安全・消費生活課	令和4年8月1日

(注) \*印箇所は工事等監査対象機関を表します。(以下同じ。)

監査実施機関名	監査年月日
次世代サポート課	令和4年8月1日
建築住宅課 *	令和4年8月1日
施設課 *	令和4年8月1日
文化財・生涯学習課	令和4年8月1日
保健厚生課	令和4年8月1日
スポーツ課	令和4年8月1日
健康福祉政策課	令和4年8月2日
地域福祉課	令和4年8月2日
資源循環推進課	令和4年8月2日
農業政策課	令和4年8月2日
農業技術課	令和4年8月2日
園芸畜産課	令和4年8月2日
医師・看護人材確保対策課	令和4年8月4日
リニア整備推進局	令和4年8月4日
農地整備課	令和4年8月4日
農村振興課	令和4年8月4日
特別支援教育課	令和4年8月4日
学びの改革支援課	令和4年8月4日
こども・家庭課	令和4年8月5日
山岳高原観光課	令和4年8月5日
観光誘客課	令和4年8月5日
議会事務局	令和4年8月5日
健康増進課	令和4年8月8日
保健・疾病対策課	令和4年8月8日
介護支援課	令和4年8月8日
産業政策課	令和4年8月8日
経営・創業支援課	令和4年8月8日
心の支援課	令和4年8月8日
障がい者支援課	令和4年8月10日
食品・生活衛生課	令和4年8月10日

監査実施機関名	監査年月日
薬事管理課	令和4年8月10日
産業立地・IT振興課	令和4年8月10日
産業技術課	令和4年8月10日
産業人材育成課	令和4年8月10日
警察本部	令和4年8月10日
医療政策課	令和4年8月17日
労働雇用課	令和4年8月17日
営業局	令和4年8月17日
上田地域振興局 *	令和4年8月19日
東信会計センター上田分室	令和4年8月19日
木曾地域振興局 *	令和4年8月24日
中信会計センター木曾分室	令和4年8月24日
木曾保健福祉事務所	令和4年8月25日
木曾建設事務所 *	令和4年8月25日
上伊那地域振興局 *	令和4年8月29日
南信会計センター	令和4年8月29日
林業大学校	令和4年8月30日
下伊那農業高等学校	令和4年8月30日
長野地域振興局 *	令和4年9月2日
北信会計センター	令和4年9月2日
伊那建設事務所 *	令和4年9月8日
伊那保健福祉事務所	令和4年9月9日
諏訪建設事務所 *	令和4年9月9日
北アルプス地域振興局 *	令和4年9月12日
中信会計センター大町分室	令和4年9月12日
大町建設事務所 *	令和4年9月13日
上田建設事務所 *	令和4年9月14日
総合県税事務所	令和4年9月22日
総合県税事務所北信事務所	令和4年9月22日
長野保健福祉事務所	令和4年9月22日

(2) 実地監査予定を書面監査へ変更

監査実施機関名
感染症対策課
松本空港管理事務所
東信消費生活センター
諏訪児童相談所
動物愛護センター
環境保全研究所
計量検定所
長野技術専門校

監査実施機関名
東信労政事務所
飯田家畜保健衛生所
下高井農林高等学校
諏訪が甫陵高等学校 (附属中学校)
伊那弥生ヶ丘高等学校
松本県ヶ丘高等学校
豊科高等学校
伊那養護学校

監査実施機関名
松本養護学校
上田養護学校
飯田養護学校
飯山警察署
機動隊
自動車警ら隊

(注) 書面監査は、令和4年10月25日までに終了しました。

## (3) 書面監査

監査実施機関名	監査実施機関名	監査実施機関名
人事委員会事務局	岡谷技術専門校	県立歴史館
佐久地域振興局 *	飯田技術専門校	体育センター
諏訪地域振興局 *	佐久技術専門校	飯山高等学校
南信州地域振興局 *	上松技術専門校	中野立志館高等学校
松本地域振興局 *	南信労政事務所	中野西高等学校
北信地域振興局 *	中信労政事務所	須坂東高等学校
消防学校	北信労政事務所	須坂高等学校
東信県税事務所	若年者就業サポートセンター	北部高等学校
東信県税事務所上田事務所	名古屋観光情報センター	長野吉田高等学校
南信県税事務所	大阪観光情報センター	長野高等学校
南信県税事務所諏訪事務所	農業大学校	長野西高等学校
南信県税事務所飯田事務所	病虫害防除所	長野商業高等学校
中信県税事務所	農業試験場	長野東高等学校
中信県税事務所木曾事務所	果樹試験場	長野工業高等学校
中信県税事務所大町事務所	畜産試験場	長野南高等学校
北信消費生活センター	南信農業試験場	篠ノ井高等学校
中信消費生活センター	水産試験場	更科農業高等学校
南信消費生活センター	佐久家畜保健衛生所	松代高等学校
中央児童相談所	伊那家畜保健衛生所	屋代高等学校 (付属中学校)
松本児童相談所	松本家畜保健衛生所	屋代南高等学校
飯田児童相談所	長野家畜保健衛生所	坂城高等学校
波田学院	林業総合センター	上田千曲高等学校
女性相談センター	佐久建設事務所 *	上田高等学校
佐久保健福祉事務所	飯田建設事務所 *	上田染谷丘高等学校
諏訪保健福祉事務所	松本建設事務所 *	上田東高等学校
飯田保健福祉事務所	千曲建設事務所 *	丸子修学館高等学校
松本保健福祉事務所	須坂建設事務所 *	東御清翔高等学校
北信保健福祉事務所	長野建設事務所 *	蓼科高等学校
看護大学	北信建設事務所 *	小諸商業高等学校
須坂看護専門学校	姫川砂防事務所 *	小諸高等学校
総合リハビリテーションセンター	土尻川砂防事務所 *	佐久平総合技術高等学校
長野食肉衛生検査所	東信会計センター	岩村田高等学校
名古屋事務所	南信会計センター諏訪分室	野沢北高等学校
大阪事務所	南信会計センター飯田分室	野沢南高等学校
工業技術総合センター	中信会計センター	小海高等学校
〃 環境・情報技術部門	北信会計センター中野分室	富士見高等学校
〃 食品技術部門	東信教育事務所	茅野高等学校
工科短期大学校	南信教育事務所	諏訪実業高等学校
南信工科短期大学校	北信教育事務所	諏訪二葉高等学校
松本技術専門校	県立長野図書館	下諏訪向陽高等学校

監査実施機関名
岡谷東高等学校
岡谷南高等学校
辰野高等学校
箕輪進修高等学校
上伊那農業高等学校
高速高等学校
伊那北高等学校
駒ヶ根工業高等学校
松川高等学校
飯田高等学校
飯田風越高等学校
飯田OIDE長姫高等学校
阿智高等学校
阿南高等学校
蘇南高等学校
木曽青峰高等学校
塩尻志学館高等学校
田川高等学校
松本工業高等学校
松本美須ヶ丘高等学校
松本深志高等学校
松本蟻ヶ崎高等学校

監査実施機関名
南安曇農業高等学校
穂高商業高等学校
池田工業高等学校
大町岳陽高等学校
長野盲学校
松本盲学校
長野ろう学校
松本ろう学校
長野養護学校
諏訪養護学校
花田養護学校
稲荷山養護学校
若槻養護学校
寿台養護学校
安曇養護学校
小諸養護学校
飯山養護学校
木曽養護学校
長野中央警察署
中野警察署
須坂警察署
千曲警察署

監査実施機関名
上田警察署
佐久警察署
茅野警察署
諏訪警察署
岡谷警察署
伊那警察署
駒ヶ根警察署
飯田警察署
阿南警察署
木曽警察署
塩尻警察署
松本警察署
安曇野警察署
大町警察署
鑑識課
科学捜査研究所
交通機動隊
高速道路交通警察隊
東北信運転免許課
中南信運転免許課
警察学校
機動捜査隊

(注) 書面監査は、令和4年10月25日までに終了しました。

## 2 企業特別会計

### (1) 実地監査

監査実施機関名		監査年月日
犀川安曇野流域下水道事務所	*	令和4年6月13日
上田水道管理事務所	*	令和4年6月15日
生活排水課（流域下水道事業会計）		令和4年7月21日
企業局		令和4年7月22日

### (2) 実地監査予定を書面監査へ変更 なし

### (3) 書面監査

監査実施機関名	
南信発電管理事務所	*
北信発電管理事務所	*
川中島水道管理事務所	*
松塩水道用水管理事務所	*
千曲川流域下水道事務所	*
諏訪湖流域下水道事務所	*

（注）書面監査は、令和4年10月25日までに終了しました。



しあわせ信州